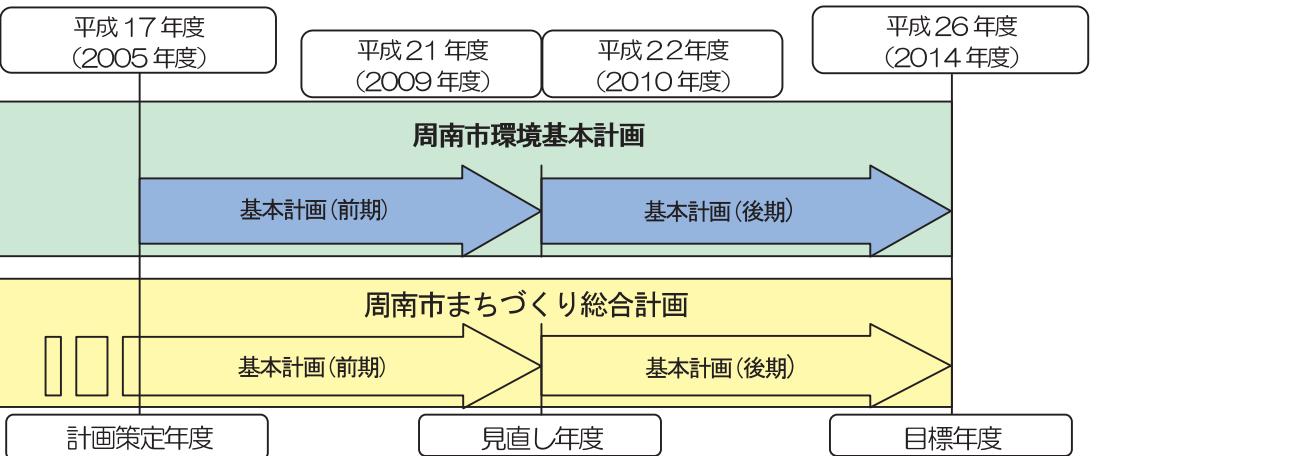


計画の期間

「周南市まちづくり総合計画」と整合を図るため、平成26年度までとします。
また、平成21年度を中間年度とし、社会状況の変化等を踏まえ、見直しを行ないました。

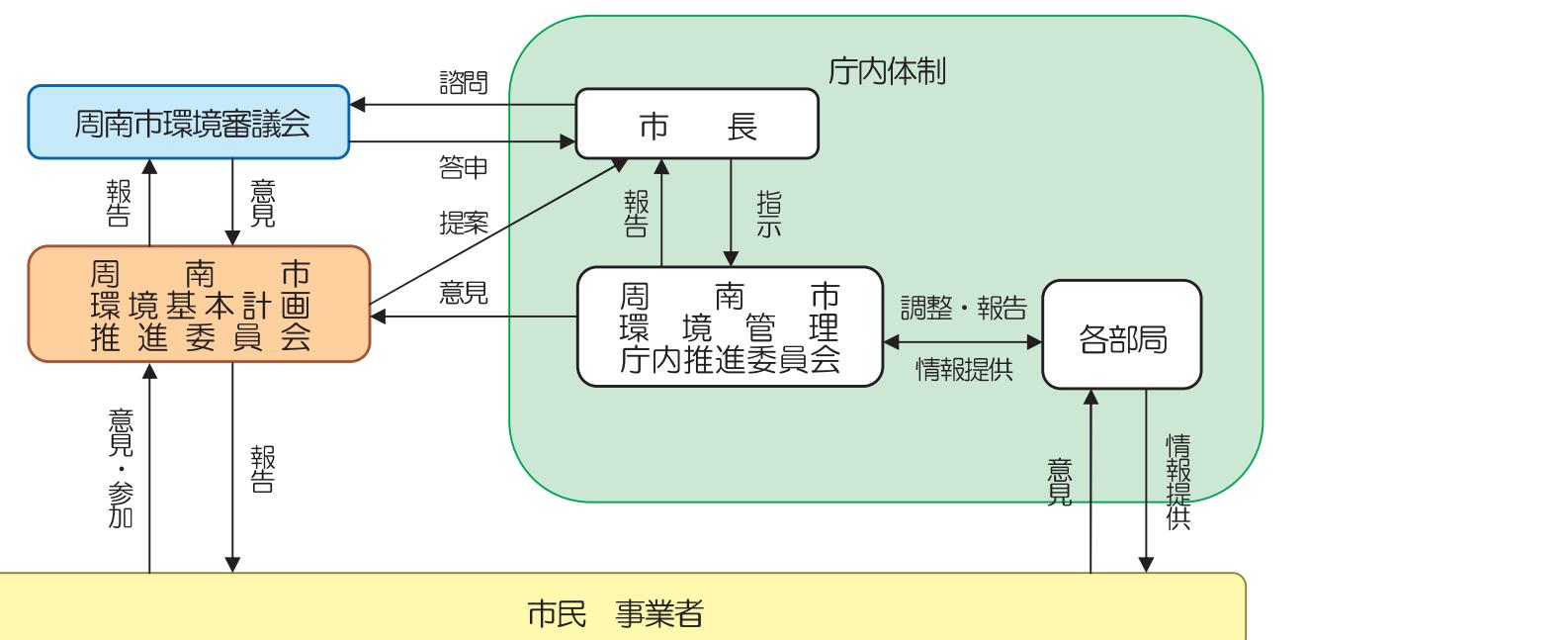


対象主体

市民、事業者、市とします。各主体は、対等で互いに信頼できる関係を築き、情報の共有や対話を重視した意思決定の場へ参加をすることで、それぞれの立場での役割を分担することとします。

計画の推進体制

庁内に「周南市環境管理庁内推進委員会」を設置し、環境保全施策の進捗状況の把握、各種関連計画との調整を行います。また、市民、事業者、市で構成する「周南市環境基本計画推進委員会」を設置し、各主体の意見交換や進行管理を行い、計画の推進に反映させます。



事業別環境配慮指針

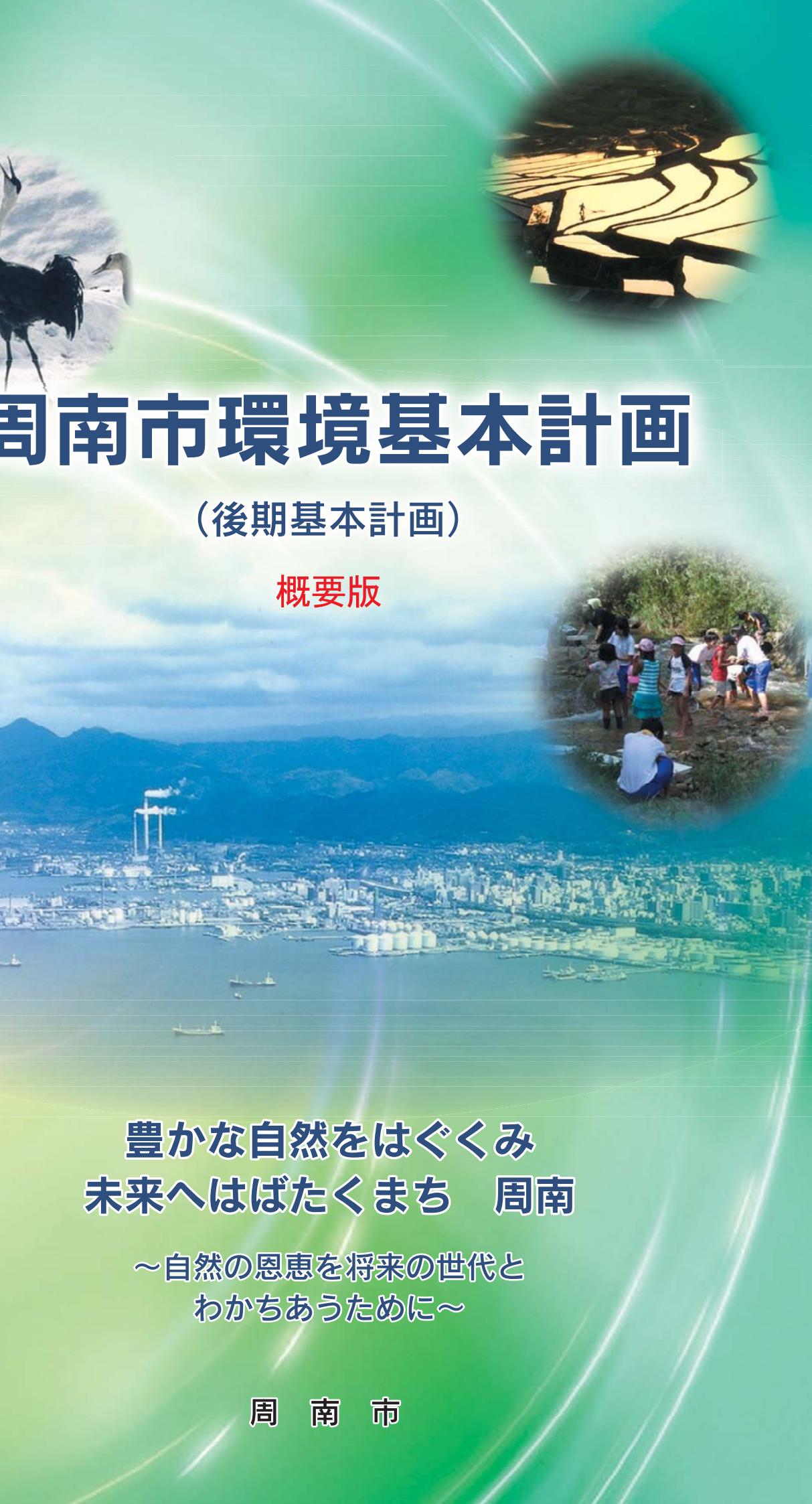
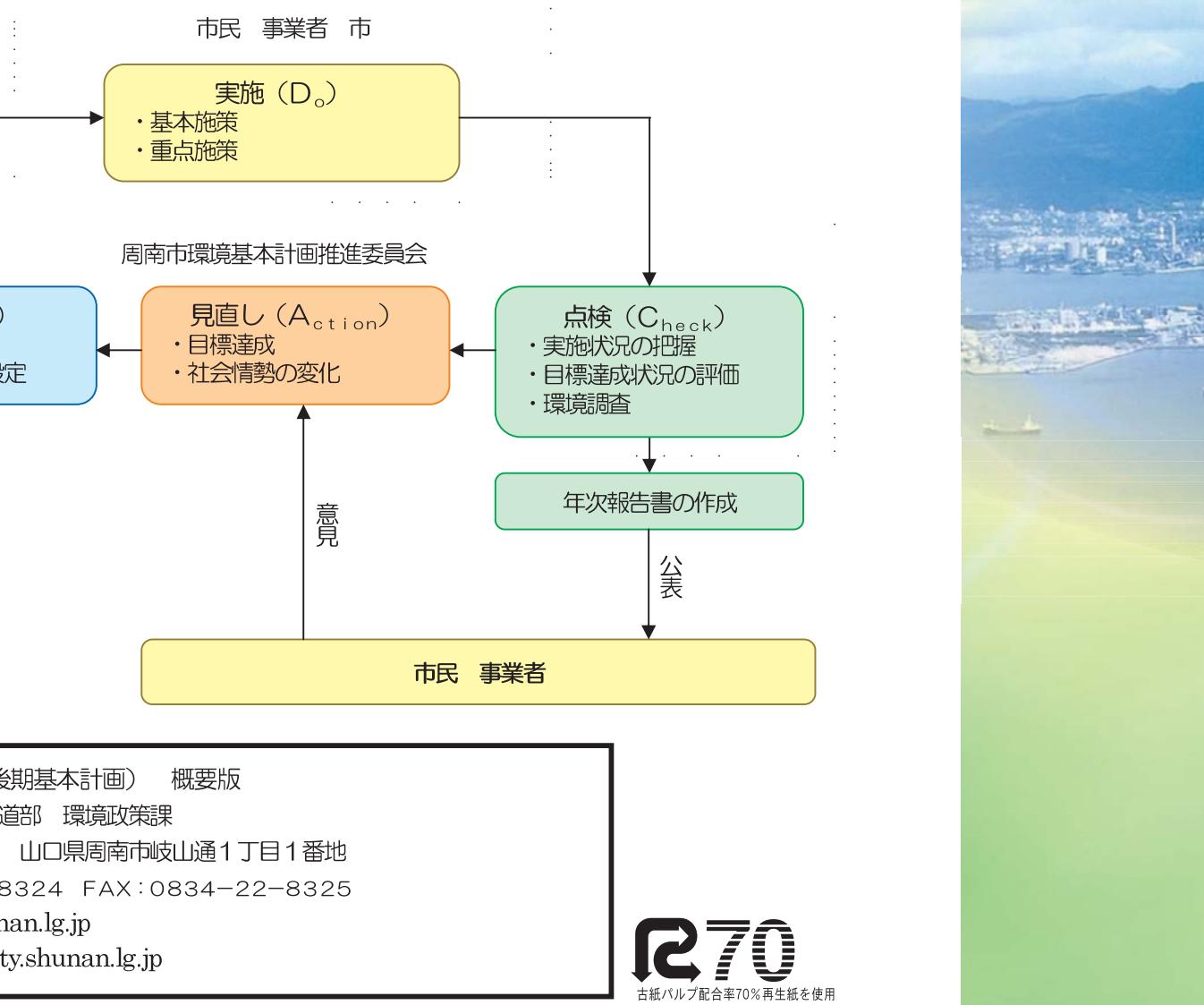
道路整備、河川改修、用地造成、下水道整備などの事業は、土地の改变や施設の整備によって、自然環境や生活環境などにさまざまな影響を及ぼす恐れがあります。

そこで、地域の環境特性や事業の特性に応じ、事業者や市が周辺環境に配慮しながら事業を進めるため、環境に配慮すべき事項を事業種ごとに示しています。

(対象となる事業：道路、河川・水路、海岸・海面埋立、廃棄物処理施設、用地造成、工場又は事業場、スポーツ・レクリエーション施設、下水道等)

計画の進行管理

マネジメントシステムの基本的な考え方であるPDCAサイクルを用います。本計画の進捗状況の把握や評価は、個別目標の達成状況や各施策ごとのパートナーシップの構築状況等から判断することとし、当該年度の環境の状況と合わせ、毎年、年次報告書（環境報告書）としてまとめ、冊子、ホームページ等を活用し、公表します。



計画策定の趣旨

本市は、平成16年8月に「周南市環境基本条例」を制定し、この条例を総合的、計画的に推進することを目的として、平成18年3月に「周南市環境基本計画」を策定しました。

この前期基本計画は、持続可能な社会を築くために、環境への負荷の低減を図り、恵み豊かな潤いのある環境の保全、再生や創造に努めることを趣旨としたものです。

今日の環境問題は、前期基本計画策定期と同様に多岐にわたっていますが、その中で、地球温暖化については、国において様々な施策を展開し、温室効果ガス排出量削減に努めています。

本市においても、こうした状況に対応するために、省エネルギー設備・製品の導入、新エネルギーの利活用を積極的に行い、市民や事業者等の各主体が現状を認識し、環境に配慮した行動をとることが可能となるような、低炭素社会の実現を目指す必要があります。

このような環境を取り巻く状況や前期基本計画の検証を踏まえ、「周南市まちづくり総合計画（後期基本計画）」との整合性を図りながら、「周南市環境基本条例」に基づき、すばらしい環境を「将来の世代に継承する」ことを目指すものです。

周南市の目指す環境像

豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南

～自然の恩恵を将来の世代とわかちあうために～



私たちの生活や産業は環境と密接に関係しており、決して無関係ではありません。ナベヅルが大空をはばたくように持続的に発展していくためには、産業の振興と豊かな自然を次世代に継承することが必要です。

そこで、周南市が目指す環境像を『豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南 ～自然の恩恵を将来の世代とわかちあうために～』として、計画を推進します。

基本方針

周南市の目指す環境像を実現するため、6つの基本方針を掲げ、基本施策や重点施策を実行します。また、この方針に基づいた、事業別の環境配慮指針を示しています。

- 快適で健全な生活が営めるまちづくり
- 人とさまざまな生物が共生できるまちづくり
- 自然や文化と身近にふれあえるまちづくり
- 低炭素社会の実現をめざすまちづくり
- 資源が循環する環境にやさしいまちづくり
- 一人ひとりが環境について考え行動するまちづくり



基本方針と重点施策

豊かな自然をはぐくみ 未来へはばたくまち 周南



～自然の恩恵を将来の世代とわかつあうために～

推進

